

## 2006年 卒業研究要旨

### 「住基ネットはサービスか管理か」

#### ～住基ネット差し止め訴訟の分析から考える～

橋野 竜基

2002年(平成14年)8月に稼動した住民基本台帳ネットワークシステム(以下、住基ネットと記す。)は、国民の個人情報を一元的に管理するシステムであることから、国による情報管理の一端と考えられており、存在の是非が問われ続けている。

筆者がこの問題に関心を寄せた動機は、徴兵制のような国民を戦争へ動員する制度が将来確立された場合、住基ネット、またそれを構成する番号11桁の住民票コードがその基盤になり得ることが盛んに懸念されている事実を知り、少なからず危機感を覚えるとともに、住基ネットが抱える問題について今以上に認識しておく必要があると感じたためである。

この卒業論文は、住基ネットの存在や問題について、盛んに議論されている住基ネット差し止め訴訟に焦点を当てることで、住基ネットのサービスと管理の側面を明らかにし、その存在のあり方について論じたものである。

第一章では、明治以降の日本における住民登録の歴史について、住民基本台帳ネットワークの成立までを論じている。

明治期の住民登録は、身分登録として戸籍と一緒に管理されていた。しかし、大正期に入ると、戸籍では把握できない本籍地外への人口移動が急増したため、その実態を正確に把握するしくみを備えた「寄留法」が制定された。昭和期に入ると、戦争動員や食糧配給による必要性から、町内会や隣組といった狭い地域レベルで作成された「世帯台帳」が併用されるようになった。戦後になると、自治行政の効率化と住民サービスの実現を目的に、「寄留法」と「世帯台帳」の長所を合わせた「住民登録法」が制定された。その後、住民登録以外の国民健康保険や国民年金などの届出や処理に対応できるようにすることで、行政事務の合理化や住民サービスの向上を図った現行の「住民基本台帳法」が制定されることとなった。

第二章では、住基ネットの概要やサービスについて、推進派である総務省の資料をもとに論じている。

住基ネット構築の目的は、住民サービスの向上や住民負担の軽減、行政の情報化を推進する電子政府・電子自治体の基盤になることである。またその構造は、市町村・都道府県・指定情報処理機関という3階層からなっており、それぞれに設置されているサーバをネットワーク化することで、本人確認情報という個人情報を蓄積・提供するものである。住基ネットの住民サービスには、住民票の写しの広域交付や転入転出手続の簡素化、公的個人認証サービスによる行政手続の電子申請などが整備されている。

第三章では、市民の提起する住基ネット差し止め訴訟に着眼し、住基ネットの問題点について論じている。

住基ネット差し止め訴訟において、原告側(住基ネット反対派)が主張する住基ネット

の問題点は、個人情報保護の措置に不備があること、システムのセキュリティに情報漏えいや不正利用の危険性があることをはじめとして、最も強調されているのは、本人確認情報の同意を得ない操作・処理に対するプライバシー権及び自己情報コントロール権の侵害と、住民票コードの強制的な付番に対する人格権の侵害についてである。これに関して、被告側（国・県・地方自治情報センター）の反論内容や裁判所の判決内容を分析することで、原告側の主張には正当性があるのかを明らかにしていった。

そして検討をした結果、住基ネットのサービスの側面は多少認められつつも、住基ネットへの参加や住民票コードの付番は政策的かつ強制的であり、住基ネットによって扱われる本人確認情報は、本人の同意がない状態で提供されるものであるから、そのことに対して、不安や不快感を示したり、プライバシー権や人格権の侵害と捉えたりする人々が存在することは容易に理解できた。そのため、そのような人々を保障する意味で、住基ネットは廃止しないまでも、その参加には個人の選択権を最低限認めるべきであるという結論に至った。